

公共施設のブロック塀への対応状況について

1 市立学校等について

「危険又は建築基準法上の安全性が確認できない」ブロック塀等がある51校について、ブロック塀解体及び改修工事を6月27日から順次実施しており、夏休み中の8月末までに26校で工事に着手する予定です。

2 市立学校等を除く公共施設について

詳細調査の結果で道路に面した危険性が高いブロック塀16箇所から緊急撤去に取り掛かることとしており、うち1箇所の撤去が完了しています。

その他の危険性が高いブロック塀についても、平成31年度中には、すべて撤去や改修等を行う方針です。

なお、道路以外の82箇所については、今後、隣接する市民や事業者等の方々と調整しながら順次撤去していく予定です。

※平成30年7月20日時点の数値（速報値）から、施設・箇所数が以下のとおり変更となっています。

詳細調査内容	施設・箇所数	変更理由
調査対象	66施設114箇所	① 1施設2箇所とリストアップされていた施設について、同一危険箇所との確認がとれたことによる1箇所の減。
道路側以外 (隣地境界等)	42施設82箇所	② 隣地境界にある危険性が高い1施設1箇所（一部道路に面する）について、緊急撤去が可能なことから道路側に集計することによる1施設1箇所の減。
道路側	10施設16箇所	①の理由により1箇所の減、②の理由により1施設1箇所の増、結果、10施設16箇所となった。

《お問い合わせ先》

教育委員会施設課 内村 電話：328-2709

政策局危機管理防災総室 清田 電話：328-2490